



平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原 告 藤 永 知 子ほか31名

被 告 埼玉県知事ほか 4名

証 抱 説 明 書

(埼玉訴訟固有の提出書証)

2008(平成20)年9月3日

さいたま地方裁判所 第4民事部 御中

被告訴訟代理人

弁護士 佐々木 新一
同 野本 夏生

号証番号	標 目(原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
甲3	意見書	原本 2008年9月1日	原告嶋津暉之

立 証 趣 旨

*埼玉県による八ッ場ダムと霞ヶ浦導水事業の新規水源開発分を除く埼玉県水道の保有水源量は、滝沢ダム予定水利権と農業用水転用水利権を加えた場合、給水量ベースで314万m³/日であり、埼玉県の新しい水需要予測(平成18年)における最大予測値286万m³/日(平成22年)を約30万m³/日上回っており、将来の水需要を充足することが十分に可能であること。

*被告は「利水安全度 1/10 渇水年では利根川・荒川水系からの供給可能な量が大幅に減少する」との国土交通省の説明を受け入れ、これをもとに水受給計画を見直しているが、利水安全度 1/10 では供給可能な量が大幅に減るという説明は架空の計算を基にしたものであって科学的な根拠がないこと。

*埼玉県の平成18年水需要予測も、一人あたり生活用水、都市活動用水、有収率、負荷率等において実績値を無視した過大予測を行っていること。被告は地盤沈下の危険を理由に地下水の取水量を2015年度には6.747m³/秒まで落とすこととしているが、地盤沈下は沈静化しており、

地下水削減は無用のものとなっていること。被告が強調する2004年の沈下面積の増加は、夏期における降雨量の大幅な減少とそれに伴う農業用地下水揚水量の増加が引き起こしたものであり、水道用地下水の増加とは関連がないこと。

* 被告は、埼玉県営水道の農業用水転用水利権のうち $10.409\text{m}^3/\text{秒}$ について非かんがい期には取水する権利がなく、このため八ッ場ダム事業に参画して冬期手当が必要だと主張しているが、埼玉県営水道の農業用水転用水利権が水利権許可において暫定取水として扱われるには、栗橋地点における正常流量が確保されない場合があるとのことによるが、この数値は科学的根拠を有しない過大な値であって、実際には冬期渇水が引き起こされることはなく、現実にも取水制限はなされていないこと。そして、水利権許可権者が水利権許可に際して課すことのできる条件は必要最小限のものに限るとされているから（河川法90条1項）、国土交通大臣が、冬期水量に余裕がある中で埼玉県の農業用水転用水利権を不利に扱うこととはできないこと。

* 全国各地におけるダム建設計画が中止とされている背景。

など

号証番号	標　　目（原本・写しの別）	作成年月日	作　成　者
甲4	「流量の正常な機能を維持するため必要な流量に関する資料」	写 し	国土交通省
立　証　趣　旨			
国土交通省が栗橋地点における流水の正常な機能を維持するための流量として、塩害防止の必要を根拠として、非かんがい期において $80\text{m}^3/\text{秒}$ を設定していること。			
※ なお、この資料は、国土交通省のホームページからダウンロードしたものである（1枚目はその表紙画面）。			

号証番号	標　　目（原本・写しの別）	作成年月日	作　成　者
甲5	「平成17年度利根川水運用検討業務報告書概要版」	写 し	平成18年3月 財団法人河川環境管理財団
立　証　趣　旨			
栗橋地点の下流、布川地点においては、塩害防止のために必要な流量は			

50 m³/秒とされていること。

この数値を前提とすると、利根川の江戸川分派後と布川地点との間では21m³/秒の流量増加があるので（この点は、甲4号証43頁下段の「利根川正常流量縦断図」で確認できる。）、江戸川分派後の利根川で確保すべき流量は $50 - 21 = 29$ m³/秒となり、江戸川に分派すべき流量を国交省が設定する30m³/秒とすると、栗橋地点で確保すべき流量は約60m³/秒となり、国交省が利根川水系における安定供給可能量を計算する際に用いている数値（90m³/秒）より大幅に小さな値となること。

以上